

⑧ 税務署での相談は事前予約が必要です

所得税、相続税や法人税など国税に関するご相談・ご質問は、電話でお問い合わせください。
また、国税庁ホームページ「タックスアンサー」でも調べることができます。
なお、税務署窓口でのご相談は窓口の混雑緩和のため、事前予約をお願いします。

問 水戸税務署 TEL 029-231-4211

【自動音声でご案内】

国税に関する一般的なご相談やご質問：「1」を選択

税務署でのご相談の事前予約・税金の納付相談など：「2」を選択

消費税の軽減税率制度に関するご相談やご質問：「3」を選択

⑨ 要介護（要支援）認定を受けている方は税控除を受けられる場合があります

【障害者控除】

65歳以上で、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症などの状態にある方については、障がい者に準ずるものとして認定されると「障害者控除」の対象となり、一定額の所得控除を受けることができます。控除を受けるには、福祉事務所長が交付する「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は申請を行い、事前にご用意ください。

申請対象者 65歳以上で、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。

【おむつ代の医療費控除】

寝たきりの方が使用するおむつ代については、医療費控除の対象となりますが、控除を受けるためには確定申告の際に「おむつ代の領収書」と、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

要介護（支援）認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。確認書が必要な方は申請を行い、事前にご用意ください。

申請対象者 要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

※昨年以前に確認書の発行を受けた方でも、本年の申告用に改めて確認書が必要です。

【申請について】

申請方法 対象の方の印鑑を持参のうえ、窓口にご直接お申し込みください。

申請期限 12月27日（金）

申請場所 高齢福祉課、各支所福祉課

※認定証・確認書の交付にあたっては、要介護認定調査時の主治医意見書を用いて確認を行います。

意見書の内容によっては、認定証および使用証明書が交付できないことがありますのであらかじめご了承ください。

※期限後も申請を受け付けますが、交付が遅れる場合もあります。

申・問 高齢福祉課（内線171） 笠間支所福祉課（内線72132） 岩間支所福祉課（内線73174）
税の控除に関して：税務課（内線113）

デマンドタクシーかさま 予約センター TEL 0296-70-9000

11月から乗車料金が変わりました。

ご乗車までに必要な乗車券をご用意ください。